令和7年度 世界農業遺産「琵琶湖システム」地域活性化推進事業委託業務 仕様書

1 目 的

令和4年7月18日、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム(以下「琵琶湖システム」という。)」が、国連食糧農業機関(FAO)の「世界農業遺産(GIAHS)」に認定された。

この認定を契機とし、本県への誘客促進につながる魅力発信のため、中部圏および関西圏を対象とした北の近江(※)の農山漁村のくらし・食文化のプロモーション活動を実施することにより、多様な人々のかかわりの創出によって世界農業遺産を守り、活かし、次世代につなげることを目的とする。

※ 北の近江とは、高島市・長浜市・米原市の3市を指す。

2 内容

(1) 「琵琶湖システム」に関するイベントの開催

「琵琶湖システム」に関する県産品の販売や観光 PR を行う、以下の内容を踏まえたイベントの企画・運営を行うこと。なお、イベントの開催回数は2回とすること。

北の近江の農山漁村のくらし、食文化のプロモーションを実施すること。

開催日時・会場(予定)

開催日時:土日祝日のうち1日以上 終日

会場:中部圏および関西圏のショッピングモール、広場、駅イベントスペース等 集客が確保でき、酒類の試飲販売が可能な会場

- ・業務内容に適した会場を受託者が選定し、申込み手続きを行うこと。ただし、開催 日時・会場については県と調整の上決定すること。天災地変等により開催を中止す る場合、受託者が会場のキャンセル手続きを行うこと。(会場代については委託料に 含む)
- ・中部圏・関西圏各1回以上の開催とし、いずれが先でも構わない。
- ・10月26日(日)以降の開催とすること。

(2) 業務内容

ア 出店事業者の募集・確保

- (ア) 受託者は、イベント開催日の約2か月前から行う出店事業者の募集に使用する募集要領を、県と調整の上作成すること。
- (イ) 募集・選定の結果、出店事業者が予定数(会場により異なるが、10事業者程度)に満たず空きが生じる場合は、受託者が別途出店事業者を確保すること。な

- お、出店事業者(委託販売含む)は、原則として滋賀県内に主たる所在地または 製造事業所を有する生産・加工販売事業者とする。
- (ウ) 県が出店事業者を用意・指定する場合があるが、柔軟に対応すること。
- (エ) 名目いかんを問わず出店事業者から出店料を徴収しないこと。
- (オ) 物産の販売による売上金は、その全額を出店事業者に帰属させるものとし、 受託者の収益とすることはできないものとする。会場の規定により、会場事業者 に手数料等を支払う必要がある場合は、受託者および出店事業者双方により協 議し決定すること。

イ 企画運営

イベントの開催に必要な以下の業務を行うこと。必要な機器や備品の手配・操作・ 撤去、来場者の安全確保、イベント保険の加入等、イベント開催に必要な関連業務を すべて包括するものとする。

- (ア) イベント広報用デザインの制作
 - ・イベント名称は県と相談の上決定すること。
 - ・デザインについて県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。
- (イ) 会場設営・撤去
- (ウ) 運営マニュアル、進行台本の作成
- (エ) 事務局の設置
 - ・出店申込みの受付や一般からの問合せ対応(当日の電話対応含む)等を行うこと。
- (オ) 物販に係る保健所等への許認可または届出手続
 - ・酒類販売に伴う税務署への申請または届出は、各出店事業者が直接行うものとす る。
- (カ) 出店事業者の商品・資材の搬送
 - ・滋賀県内に出店事業者の商品・資材の集荷場所を設定する場合は、集荷場所から 各会場まで商品・資材を運搬すること。(自己搬入を行う事業者は除く) なお、集荷場所までの商品・資材の運搬および運搬費は、出店事業者が負担する ものとして差し支えない。
 - ・イベント終了後の会場からの商品・資材の運搬および運搬費は、出店事業者が負担するものとして差し支えないが、必要に応じて配送業者の手配や出店者への案内を行うこと。
 - ・段ボール処分等に係る経費も本業務の委託費に含む。
- (キ) 県の備品等の資材搬送
 - ・県が用意する資材等は、滋賀県庁で集荷することとし、イベント終了後は、滋賀 県庁に搬送すること。運搬費は県負担とする。
- (ク) 販売促進につながるステージイベント(中部圏開催回は必須。関西圏開催回は、 地下街や駅など人通りが多く、十分な集客が確保でき、かつステージイベントの実

施が現実的でない会場であれば必須としない。)の企画

- ・会場にステージを設置すること。
 - 会場に常設のステージがある場合はそのステージを使用するものとして差し支えないが、ステージの広さは、最低でも出演者がトークイベント等を行うことができる程度(目安: W2,700mm×D1,800mm)のものとする。
- ・集客および滋賀の魅力発信を目的とした、オリジナルのステージイベントを企画 し、賑わいを創出すること。
- (ケ) 司会者の手配(ステージイベントを実施しない場合には必須としない。)
 - ・ステージイベントの進行だけでなく、空き時間には会場内でブースや商品の紹介 等の PR 活動の補助等を行うことができる司会者を手配し、通行人や来場者に積 極的に PR を行うこと。
- (3) 来場者参加イベント、アンケート等
 - a アンケートの実施
 - ・集客を促すことを目的として、アンケートを作成・実施すること。(実施数:各日300名以上)
 - ・アンケートは、二次元バーコード読み取りを活用するなど電子的な方法を併用すること。
 - ・アンケートの内容は、事前に県と調整すること。
 - ・イベント終了後、1 か月以内にアンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。
 - b 出店事業者向けアンケートの実施
 - ・イベント終了後、出店事業者に対しアンケートを実施すること。
 - ・アンケートの内容および実施時期は、事前に県と調整すること。
 - ・終了後1か月以内にアンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。
- (サ) 展示・装飾・会場レイアウト等
 - ・滋賀の魅力をアピールし、集客につながる魅力的な展示・装飾・会場レイアウト とすること。
 - ・出店事業者ブースとは別に、県の資料配布ブースを設置すること。
 - ・会場が屋外となる場合には、雨や強風時も安全かつ円滑に実施できるよう対策を 講じること。
 - ・展示・装飾・会場レイアウト等について県が指示することがあるが、柔軟に対応 すること。
- (シ) その他
 - ・ステージイベントを実施する場合は、安全かつ円滑に運営するとともに、出演者 との調整、控室の確保など必要な業務を行うこと。
 - ・必要に応じて、出演者に昼食を提供すること。

(3) 情報発信

「琵琶湖システム」の取組を広く PR するとともに、買い手の購買意欲を喚起するような情報発信を行うこと。また、必要に応じて PR 資材(パンフレット、ポスター、のぼり等)を作製すること。

ア チラシ制作

- ・事前告知等のためのチラシを作成すること。チラシの仕様は、A4・カラー・両 面印刷とする。
- ・受託者において会場周辺でチラシの配架場所を確保する等により、効果的にチラシを配布すること。
- ・チラシデザインについて県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

イ メディア広告

- ・新聞、SNS、インターネットなど、マスメディアによる効果的な宣伝広告を行う こと。
- ウ 県公式サイトの周知

(4) 留意事項

- ア 関係自治体等との連携
 - ・関係自治体等と連携・協力し、一体となって効果的に滋賀の魅力を発信すること。
- イ 出店事業者との調整
 - ・物販を行う出店事業者との調整に当たっては、公平性に留意すること。
 - ・会場側と販売品の搬入方法、販売可能品目(生鮮食品や酒類等の可否を含む)、 試食の可否、火気の使用の可否等について十分に打合せし、出店事業者との連絡 調整に当たること。

(5)その他

業務の目的を達成するにあたり有効と考えられる内容を自由提案とする。

3 契約の期間

契約締結の日から令和8年3月17日(火)まで

4 成果物の提出

受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容をとりまとめた報告書(調査資料一式を含む)を成果品として提出することとする。また、本業務委託の実施過程で撮影した写真はデータで納品し、作製した PR 資材等は現品およびデータで納品すること。

納品場所:滋賀県農政水産部農政課

納 期:令和8年3月17日(火)

5 留意事項

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 業務の遂行に当たっては、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (3) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員(責任者と連絡員が同一でも可)を置くこと。
- (4) 業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- (5) 成果品(撮影写真、提案書含む)に係る一切の著作権を県に譲渡するものとし、県の 承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。
- (6) 県による成果品(撮影写真、提案含む)データの二次使用(ホームページへの掲載等)を認めること。
- (7) 成果品 (撮影写真、提案含む) データは今後、県が改訂作業等において業務を委託する者が再編集することを認めること。
- (8) 印刷データ作製に必要となる写真は受託者において用意することとする。ただし、県が所有している写真で必要なものがあれば提供する。
- (9) 県との打合せ、取材、撮影、モデル、旅費等、本業務の履行にかかるすべての費用の 一切は契約金額に含まれているものとする。
- (10)本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。
- (11)その他、業務の実施に当たり疑義が生じた場合については、県および受注者による協議の上決定するものとする。
- (12)本委託業務の履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこととする。また、著作権などに関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理する。
- (13)委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者には漏らしてはならない。
- (14)受託者は、事業の実施に際し、委託者や他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (15)委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、県に遅滞なく報告 するとともに、終了後1か月以内に誠実な対応を行うこと。